

「財務省関係法令の情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」に対する意見募集の結果について

令和5年12月28日
財 務 省

令和5年11月1日付で、「財務省関係法令の情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」に対する意見の募集を行ったところ、1件の御意見が寄せられましたので、寄せられた御意見に対する考え方を別紙1のとおり公表します。

御協力いただき、ありがとうございました。

1 実施方法

(1) 募集期間

令和5年11月1日（水）から11月30日（木）まで

(2) 実施方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載

(3) 意見提出方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォーム、電子メール及び郵送

2 御意見の総数

1件

3 意見公募手続きを実施した案からの修正

本来の趣旨・内容の変更を伴わない範囲において、案を一部修正しております。
修正内容は別紙2のとおりです。

4 本件に関するお問い合わせ先

財務省大臣官房文書課業務企画室業務企画第2係
電話：03-3581-4111（内線 5952）

○ 寄せられた御意見及び御意見に対する考え方

御意見	御意見に対する考え方
第 11 条第 1 項及び同第 2 項について、「クラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。」という部分は、「クラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえ、安全性についての配慮を行った適切な方法によるものとする。」というような記述にし、安全性についての配慮を促し、また安全性への対応についての法令での義務化を行うようにするのが適切と考える。	御指摘の第 11 条第 1 項及び同第 2 項においては、当該条項が適用される規定ごとに、セキュリティ等の安全性の観点も含めて情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によることとしております。クラウドサービスを利用する場合も含め、手続等における情報通信技術の利用に当たっては、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」等を踏まえ、必要な情報セキュリティを確保するための対策を講ずることとなります。

○ 意見公募手続きを実施した案からの修正内容

財務省関係法令の情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について、本来の趣旨・内容の変更を伴わない範囲において、以下の修正を行いました。

第 7 条

【修正前】

行政機関等は、情報通信技術活用法第七条第一項の規定により処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行うときは、当該処分通知等につき規定した法令の規定において書面等に記載すべきこととされている事項を行政機関等の使用に係る電子計算機から入力し、当該処分通知等の情報に電子署名を行い、行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。ただし、処分通知等を受ける者が当該処分通知等を行った行政機関等を確認するための措置を行政機関等が別に定める場合は、本文に規定する措置に代えて当該措置を行わなければならない。

【修正後（傍線部分が修正箇所）】

行政機関等は、情報通信技術活用法第七条第一項の規定により処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行うときは、当該処分通知等につき規定した法令の規定において書面等に記載すべきこととされている事項を行政機関等の使用に係る電子計算機から入力し、当該処分通知等の情報に電子署名を行い、その情報を行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。ただし、処分通知等を受ける者が当該処分通知等を行った行政機関等を確認するための措置を行政機関等が別に定める場合は、本文に規定する措置に代えて当該措置を行わなければならない。

第 12 条第 2 項

【修正前】

情報通信技術活用法第七条第四項に規定する主務省令で定めるものは、処分通知等に係る情報に電子署名を行い、行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録すること又は第七条ただし書に規定する措置を行うことをいう。

【修正後（傍線部分が修正箇所）】

情報通信技術活用法第七条第四項に規定する主務省令で定めるものは、処分通知等に係る情報に電子署名を行い、その情報を行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録すること又は第七条ただし書に規定する措置を行うことをいう。